

経済建設委員会会議録

平成29年8月10日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 11:08

【 案 件 】

1. 産業振興について
2. 空き家対策について

【 報告事項 】

1. 専用場外発売所の開設及びミッドナイトオートレース開催日数について
(公営競技事業所)
2. 乗合バス路線の一部区間の廃止について
(商工観光課)
3. 飯塚市中心市街地活性化の取組状況について
(商工観光課)
4. 平成29年度飯まちプレミアム商品券発行について
(商工観光課)
5. 庄司地内の落石事故について
(土木管理課)
6. 伊岐須地内の車両損傷事故について
(土木管理課)
7. 工事請負変更契約について
(土木建設課)
8. 飯塚市立病院の現状について
(企業管理課)
9. 工事請負契約について
(契 約 課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「産業振興について」を議題といたします。はじめに、「飯塚市産業振興ビジョンの策定について」、執行部の説明を求めます。

○産学振興課長

それでは、「産業振興について」、産業振興における「飯塚市産業振興ビジョンの策定について」、ご説明させていただきます。「産業振興について(飯塚市産業振興ビジョンの策定について)」と記載しております資料をご覧ください。まず、策定の趣旨についてですが、本市経済部におきましては、2002年1月にe-ZUKAトライバレー構想を策定、翌2003年、アクションプランである飯塚市新産業創出ビジョンを策定し、人材育成、ベンチャー支援、ビジネスモデル構築などの施策を実施してまいりました。現在、第3次の飯塚市新産業創出ビジョンが平成29年度に終期を迎えますことから、次期5カ年のアクションプランである産業振興ビジョンを策定するものです。

次に、策定方針についてですが、産業振興ビジョンを策定するに当たり、本市の経済・産業に関する基礎調査の実施・結果の解析を行うとともに、本市の中小企業振興のための基本となる理念や方針を定めた中小企業振興基本条例に基づきまして、附属機関として設置する飯塚市中小企業円卓会議において審議し、産業振興のための具体的施策等のアクションプランを策定し、市長に答申を行うものであります。なお、今回策定する産業振興ビジョンにおきましては、

創業・新産業創出等に加え、商業及び第6次産業としての農業を包含したビジョンを策定することといたしております。策定の方法といたしましては、1点目といたしましては、本市産業等の実態調査による結果解析による現状・課題等の把握を行います。主には、市内地場企業へのアンケート調査及びヒアリング調査、大学、研究機関の状況、研究シーズ等のヒアリング調査を実施いたします。

次に、この本市産業等の実態調査による、結果解析による現状及び特徴・課題を踏まえ、中小企業振興円卓会議における審議により産業振興ビジョンの策定を行い、計画決定後、市長への答申を予定しております。委託業者といたしましては、プロポーザル方式により委託業者を決定し、有限責任監査法人トーマツと契約の締結を行っております。また、策定までのスケジュールにつきましては、2ページ目に記載させていただいております。産業振興ビジョンの審議を行っていただく中小企業振興円卓会議を、5月22日に第1回目の会議を、また、8月8日に第2回目の会議を開催いたしております。第1回目の会議につきましては、前回の経済建設委員会の報告事項で報告したところですが、8月8日の第2回目の会議の内容につきましては、企業アンケート、ヒアリング結果、産業振興ビジョンの構想案、あるいは施策方針案などの事務局案の審議を行っていただいたところですが、今回、この事務局案に対しまして、委員の皆様のみさまざまな意見をいただきまして、会議での合意形成には至らず、次回、継続して審議することとなりました。今回の会議の意見を踏まえて、事務局案の修正を行いまして、次回の会議に提案したいと考えておるところでございます。次回の会議におきまして、合意形成等をいただいたならば、その資料等を経済建設委員会に提出し、また、改めてご説明をさせていただきたいと考えております。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

次に、「飯塚市観光振興基本計画の策定について」、執行部の説明を求めます。

○商工観光課長

「観光振興について」ですけれども、飯塚市観光振興基本計画の策定について、説明させていただきます。「飯塚市観光振興基本計画の策定について」と記載しております資料をご覧ください。策定の趣旨についてですが、本市におきましては、平成19年度に飯塚市観光振興基本計画を策定し、観光資源の発掘や商品化、情報発信などの取り組みを実施してまいりましたが、当該基本計画が平成29年度に終期を迎えますことから、次期の観光資源等を生かしたまちづくりを進める指針としまして、飯塚市観光振興基本計画を策定するものでございます。策定方針といたしまして、飯塚市観光振興基本計画を策定するに当たり、観光客の実態調査等の実施・結果の分析を行い、附属機関であります飯塚市観光振興基本計画策定委員会において審議し、観光を生かしたまちづくりのための具体的施策を策定し、市長への答申を行うものでございます。策定の方法といたしましては、1点目といたしまして、本市の観光客の実態調査等の結果分析による現状及び課題等の把握と現計画の検証を行います。主に、本市の観光客数・消費額の分析、観光客へのアンケート調査、観光施設及び関係者へのヒアリング調査を実施いたします。

次に、本市の観光客の実態調査等の結果分析による現状及び課題等の把握と現計画の検証を踏まえ、飯塚市観光振興基本計画策定委員会による審議を行い、新たな計画の作成を行い、計画決定後、市長への答申を予定しております。

また、計画策定までのスケジュールにつきましては、次のページに添付しておりますけれども、飯塚市観光振興基本計画策定委員会は、年4回程度開催する予定としております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

次に、本件全般についての質疑を許します。なお、質疑は、審査内容の範囲で行っていただきますよう、お願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「空き家対策について」を議題といたします。「空き家等対策の経緯等について」、執行部の説明を求めます。

○住宅政策課長

「空き家対策について」、ご説明いたします。提出いたしております資料「空き家対策について」をご覧ください。初めに、これまでの本市の空き家等対策の経緯について、ご説明いたします。本市では、平成25年4月1日に飯塚市空き家等の適正管理に関する条例を施行し、空き家等の所有者等に対し適正管理を求め、あわせて飯塚市老朽危険空家解体撤去補助金を創設し、老朽危険家屋を解体される所有者等に対し、解体費用の一部助成を実施しております。なお、国におきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年2月26日に施行されたことに伴いまして、平成28年3月28日に本市の空き家等の適正管理に関する条例を廃止いたしております。平成25年度以降の空き家等に関する相談件数等は別表に記載のとおりでございますが、特別措置法が施行された平成27年度から相談件数は増加している状況でございます。解決件数につきましては、解決時の年度で集計しておりますので、相談時の年度と異なる場合がございますが、現状といたしましては、相談件数の4割程度の解決にとどまっており、6割につきましては、所有者の経済的な理由、相続人相互間の問題等により解決に至っていない状況でございます。

続きまして、資料2、A3横の「空き家対応フロー図」をご覧ください。空き家等に対する苦情・相談等につきましては、空き家そのものの老朽化、敷地内の雑草等による環境不良及び、いわゆるゴミ屋敷化等により周りの住環境を阻害している場合などがございますが、いずれの場合も、おおむねこの図に従い対応いたしております。苦情・相談等を受けましたら、まず、現地にて対象物件等の外観調査を行い、次に所有者調査を行います。所有者が生存している場合、一番左になりますが、所有者と折衝を行い、立ち入り調査及び特定空家等の判定を行います。特定空家等と認定されない場合は、適正に管理していただきますよう、文書または、近隣に住所を有する場合は訪問し、お願いをいたしております。特定空家と認定された場合も、文書または、近隣に住所を有する場合は訪問を行い、助言、指導を行います。所有者の意思を確認しながら複数回行う場合もございます。改善されない場合は、勧告、命令事前通知、命令、戒告、代執行となります。勧告以降につきましては相当の猶予期間を定め、時間をかけて進めていくこととなります。所有者が死亡している場合、真ん中になりますけれども、相続人調査を行い、法定相続人が特定できた場合は、全ての法定相続人に対して、所有者が生存していた場合と同様の手法を用いて対応することとなりますが、相続人が多数存在する場合はほとんどで、相続人を特定することにかかなりの時間と手間を要しております。また、相続放棄、相続人死亡、行方不明等もございますし、所有者不明の未登記物件等もございます。いずれにいたしましても、たとえ老朽であり管理不全の空き家等であっても個人の財産であることから、行政が安易に侵害することができないことから、対応に苦慮しているのが現状でございます。

3ページ、資料3をお願いいたします。さきの経済建設委員会におきまして、本市全域の空き家等実態調査の結果につきましてご報告いたしました。本表は13の調査区ごとの調査結果でございます。内容の説明は省略させていただきます。この調査結果を基礎資料といたしまして、本年度、空家等対策計画を策定することといたしております。

4ページの資料4をお願いいたします。空家等対策の推進に関する特別措置法でございます。次の5ページをお願いいたします。第6条第2項に、空き家等対策計画に定める9つの事項が規定されております。6ページをお願いいたします。第7条第1項に、市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる、と規定されており、第2項には、協議会の構成が規定されております。

11ページの資料5をお願いいたします。特別措置法第7条第1項の規定に基づき、飯塚市空家等対策協議会会議規則を本年4月1日に施行しております。本協議会におきまして、空家等対策計画の作成を進めてまいります。空家等対策計画は、本市の地域の実情を考慮し、総合的かつ計画的に空き家等対策を実施するために策定するものであり、本市の空き家等対策の基礎となるもので、第2次総合計画等に定めております空き家関連施策との整合性が図られた計画となるものと考えております。

最後に、空家等対策計画策定に係るスケジュールについてご説明いたします。13ページの資料6をお願いいたします。本年7月27日に第1回目の協議会を開催いたしました。10月に第2回目の協議会を開催し、協議会でのご意見をもとに対策計画のたたき台を修正し、12月に市民意見の募集を行い、市民意見による修正を行いました後、来年1月に第3回目の協議会を開催し、対策計画を決定することといたしております。その後、議会報告、公表となる予定でございます。以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

○松延委員

ひとつだけ、特措法の9ページに上がっておりますけれども、要するに第15条の「財政上の措置及び税制上の措置等」と。これだけの法律をつくられたんですから、国からの財政的な支援、補助等について、ちょっと書いてありますけれど、今回、飯塚でやりましたことについて、法律ができる前でしたかね。条例、うちはやった後に特措法ができたんですよ。これについて、具体的に、できましたら、事例等がありましたらお願いいたします。

○住宅政策課長

財政上の措置及び税制上の措置等ということでございますけれども、本市で、今、解体撤去補助金というものを助成しております。それにつきまして、国の社会資本整備事業交付金のメニューにのっとりまして、50%の助成をいただいております。この補助金につきましては、解体費用の2分の1、上限50万円ということで助成をさせていただいております。そのほか、昨年実施いたしました、空家等実態調査に対する財政措置もございまして、本年度の空家対策計画に係る財政援助もいただいております——。失礼いたしました。本年度実施いたします対策計画については、補助金の対象にはなっておりませんが、昨年実施いたしました調査は対象になっております。あわせて、老朽危険家屋解体補助金につきましては、昨年度は755万6千円の補助を出しておりますし、27年度については500万6千円の補助金を交付しております。

○委員長

松延委員、よろしいでしょうか。ほかに質疑はありますか。

○田中博文委員

委員長のほうにお取り計らいなりというところで、ちょっとお願いしたいんですけれども。まずは資料の6ページ、第7条、協議会を立ち上げて、そこで計画を作成されるということで、委員会では空き家対策の特別付託を受けていますけれども、この委員会として、どういうところをもって審議していくのか。協議会で、いろいろな組織で、いろいろ作成されますけれど、じゃあそれに対してこの委員会の中ではどこまで、そういったところまで入っていく

のか。違う観点で入っていくのか。どういったところを向いて審議していったらいいのか、その、ちょっと整理をしていただけたらありがたいと思いますが。

○委員長

この空き家対策等の、飯塚市が15名で対策協議会をつくっていますよね。そこと、この経済建設委員会の中で、どこまでの審議をしていくかということの区別をしてくれという質問ですかね。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 17

再開 10 : 22

委員会を再開いたします。

田中委員のご質問の件については、後ほど懇談会で整理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

空き家等の実態調査が出ておりますけれど、今説明されておりました空き家対策の、空家等対策協議会というのは、これは特別措置法の1条に基づいて、この法律は適切な管理が行われていない空家等が、ということになっていますよね。だから、これに従ってこういう協議会をつくってやっていくということでしょう。ということはわかりますけれど、では、ここにあります「居住可能な問題のない空家」、「改修すれば居住可能な空家」ですね。A、B、またはCまで、こういうものについての対策はどうするのか。これについて、行政としてはここまで調査しているわけですが、当然、居住可能な問題のない空家というのは、所有者がわかっていると思うんですよね。その辺について、今後どうするのか、この空き家を。それは個人の所有物だから、行政がどうだこうだということを言えないかもわからないけれど。活用するのかもしれないか確認して、では行政が積極的に活用方を提案して、行政として利用していくつもりがあるのかないのか。そういうことも考えていかなくてはいけないと思うんですよね。特に、行政だけではどうしようもない部分があるので、不動産屋さんとどういう考えで取扱物件を持って、どうやって、やっておるのかとか、その辺がよく見えないので、行政として、まず居住可能なやつに対してどうするのか。特に、A、Bについて、考えがあれば示してください。

○住宅政策課長

今の、利用可能な空き家と、再利用、もしくは行政が手を入れて、ということについては、先進地では、行政が手を入れてカフェにしたりとかいう事例もあるように聞いておりますけれども、まずは、所有者の意志を確認することが大事だと思っております。協議会の中で、委員の方にはその専門の知識を持った方もおられます。今、空き家バンクという制度も構築しなければならないのではないか。それから、空き地についても、利活用を図らなければいけないのではないかというふうに思っておりますけれども、具体的な方策、施策につきましては、今後、委員会に提案しながら、議会のご意見を伺いながら定めてまいりたいと思っておりますので、今、これはという具体策はないのが現状でございます。

○道祖委員

ちょっと確認しますが、飯塚市空家等対策協議会会議規則は、この措置法でしょう、特別措置法の第7条第1項の規定に基づきやっていくということでしょう。しかし、空家等対策の推進に関する特別措置法の目的、第1条は、適切な管理が行われていない空家等が、ということになっていますけれど。適切な管理が行われていないというのは、それはどの部分まで示すんですか。というのは、今、僕が思っているのは、空家等実態調査をしたやつ全てが、適切な管理が行われていない空き家というふうに定義するんですか。しないでしょ。しないと思う

んですよね。だから、そのこのところで、今の答弁を聞いていると、その対策協議会の中で全て扱うような答弁だったと思うので、その辺の区切りはきちっとつけておかないと。適切な管理というのはどこまでなのか、どこまでを飯塚市空家等対策協議会で審議するのか。その辺、はじめをつけないとわからないからさ。所有者がわからないところなのか、図面を見ると、空き家等の苦情があったら全部扱うのかとか、このフロー図を見ると、空家等苦情という形になっているから、苦情があれば全部扱うのかという話ですよね。どこまで扱うかという問題を整理しておかないと。何でこんなことを言うかと言ったら、利活用できるところは利活用するように積極的に取り組んでいくべきだと思うし、利活用できないところについては、ではどうしますかと言ったら、利活用ができないから、更地にして新しいものをつくるのか、リフォームができないものはリフォームできないわけでしょう。だから、その辺の整理をしておかないと、あまりにもやり取りがちぐはぐになっていくんじゃないかなと。今のやり取りを聞きながら思いましたので、その辺の整理の仕方についての考えがあればお示してください。

○住宅政策課長

空家対策特別措置法の第6条の、「空家等対策計画」というところの、第2項第5号につきまして、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項という項目が盛り込まれておりますので、先ほど申し上げましたように、使える空き家は活用するという方法も考えながら、計画は策定していきたいというふうに考えております。

まず、空き家の定義にあります、第2条の2項に特定空家というものが定められておまして、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるものなど、景観を著しく損なっているものなどについては、除却を第一に考えていかなければならないと思っております。

○道祖委員

だったら、空家等実態調査で、今、空き家の数が3486件あると。この中で、この空家等対策の推進に関する特別措置法に該当する戸数は幾らですか。

○住宅政策課長

特措法に該当する空き家につきましては3486件、一応、全件該当するというふうに考えております。

○道祖委員

ということは、この3486戸は適切な管理が行われていないということですか。

○住宅政策課長

特別措置法に定める空き家というものに該当するのが3486あるということで、C判定が基本、特定空家等に認定されるものではないか、991件が、というふうに認識しております。

○道祖委員

であるならば、今度は市がつくろうとしている、その対策協議会で協議されるというのは、そのC判定、もしくはその他の414戸、これが該当するというふうに理解していいんですか。

○住宅政策課長

先ほどの第6条の計画策定に対しましては、空き家というものを対象にというふうになっておりますので、ここで定義される「空家」という定義に基づいた、空き家については全て対象となると。ですから、利活用もございまして、除却というのもございましてというふうに考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:32

再開 10:40

委員会を再開いたします。

○道祖委員

繰り返す言うようになりますけれど、あくまでもこの空家等対策の推進に関する特別措置法の目的は、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、ということになっております。だから、適切な管理が行われていない空き家等に対してどうするかというのがメインであって、確かに、定義は第2条に「空家等」というのがあります。だから、それは先ほどの答弁で、全て空き家というのは第2条の定義の中に入ってきますよと。3486戸は第2条の定義の空家等、1項には該当するということでしょう。その中の特定空家等というのが、先ほどの答弁から判断すると、Cもしくは敷地内へ立ち入りできない等の理由で判定不可能な空家というふうに理解すればよろしいのかと思いますけれど、それでいいんですね。まず、それを確認します。

○住宅政策課長

そのとおりでございます。

○道祖委員

だから、そうであるならば、取り組みのあり方、行政として居住可能な問題のない空家と、改修をすれば居住可能な空家、AとBについてと、それ以外のものについての考え方はきちっと整理して取り組んでいかないと。一緒になって全部協議の場に乗せても、対応の仕方が全然違ってくると私は思っているんで。協議会が行われるならば、その中できちっとその辺を整理しながら取り組んでいていただきたいと思っておりますが、協議会の中でどういう意見があったのか。

○都市建設部長

委員の貴重なご意見、ありがとうございます。まさにそのままのご意見を協議会の中でもいただいております。今後、委員の皆様の意見も伺いまして、協議会の中に反映をいたしまして、それをもちまして協議会、委員会と、両輪の考えを持って飯塚市の空き家等の対策に取り組んでまいりたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から9件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「専用場外発売所の開設及びミッドナイトオートレース開催日数について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「専用場外発売所の開設及びミッドナイトオートレース開催日数について」、ご報告いたします。まず、専用場外発売所の開設について、提出しております資料に沿ってご説明いたします。名称はオートレース鹿児島、開設場所は鹿児島市、設置者は株式会社九州みぞべ興産、管理施行者は飯塚市。施設の概要ですが、オート競輪共用席142席、窓口数3窓となっております。年間総発売日数は340日程度を予定しており、7月22日にオープンをしております。

次に、ミッドナイトオートレース開催日数についてご説明いたします。ミッドナイトオートレースにつきましては、当初、9節27日の開催を予定しておりましたが、下半期において3節11日を追加にて開催することとしております。以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「乗合バス路線の一部区間の廃止について」、報告を求めます。

○商工観光課長

乗合バス路線の一部区間の廃止について、ご報告いたします。西鉄バス筑豊株式会社より、乗合バス路線につきましても、利用者が少なく、赤字路線からの脱却が見込めないということから、碓井・大分坑線の一部区間の廃止について、福岡県バス対策協議会に対し、平成29年6月30日に申し出がありました。今後、平成30年3月30日に運輸局に対し廃止届が提出され、平成30年10月1日に廃止となる予定でございます。このバス路線につきましても、飯塚市の方につきましてもの影響としましては、飯塚バスセンター、市内のほうから、嘉穂総合高校のほうに向かう便につきましても、平日、約30名の学生が利用されているような状況でございます。また、桂川駅から嘉穂総合高校に向かうバスにつきましても、利用されているような状況がございますので、そのような影響を考えまして、私ども飯塚市としまして、この申し出に対しまして、今後、2市1町、嘉麻市、桂川町と協議を重ねていきたいというふうに考えております。また、嘉麻市、桂川町及び県と、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会等において協議を行って、対応させていただきたいというふうに考えております。

以上、簡単ですが、「乗合バス路線の一部区間の廃止について」、報告をさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取組状況について」、報告を求めます。

○商工観光課長

認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告につきましても、報告させていただきます。なお、このフォローアップにつきましてもは、平成29年3月14日の総務委員会において、地域連携都市政策推進室のほうから報告させていただいたものから、今回、推計値が実績値と変更となった部分にマーカーをつけておりますので、その点について、ご報告させていただきます。また、新旧対照表を参考に添付しております。

1ページをお願いいたします。居住人口が確定したことから、居住人口の増加数を20名と変更し、3の「進捗状況及び活性化状況の詳細とその理由」について、事業がすべて終了したため、「38事業のうち34事業が完了、4事業が未実施となったものの」と変更しております。

4ページをお願いいたします。中心市街地内の歩行者通行量及び居住人口が確定したため、最新値として、それぞれ2万2114人、3717人と変更しております。あわせて、5ページのグラフの歩行者通行量と、8ページのグラフの居住人口を実績値に、それぞれ変更させていただいております。

7ページをお願いします。「3. 今後について」、歩行者通行量が目標値に及ばなかった大きな要因として、戦略的逸品店舗誘致事業と調査日の天候の要因を追加しております。9ページをお願いいたします。「3. 今後について」、居住人口が目標値に及ばなかった大きな要因として、住民票の異動が未実施であることと、マンション整備戸数が当初計画から大きく削減されたことを追加しております。変更となった部分は以上でございます。

なお、飯塚市中心市街地活性化協議会につきましてもは、本年7月28日をもって解散をいたしております。今後の中心市街地の活性化につきましてもは、飯塚商工会議所を事務局とする飯

まち活性化会議を新たに組織し、協議を行うことといたしております。

以上、簡単ではございますが、認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告について、報告させていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成29年度飯まちプレミアム商品券発行について」、報告を求めます。

○商工観光課長

飯まちプレミアム商品券の発行について、ご報告いたします。本商品券につきましては、飯塚商工会議所と飯塚市商工会で連携し、市内での消費需要の喚起及び個人消費の拡大を図ることを目的として、平成21年度から実施しております。今年度におきましても、8月1日から予約を開始しておりますので、その概要について、お手元に配付しております資料に基づき、説明させていただきます。

商品券の販売価格は1万円で、500円券の22枚綴り、1万1千円分となっており、プレミアム率は10%となっております。また、発行部数は2万冊で、販売総額は2億円、プレミアム分を含む発行総額は2億2千万円となっております。予約販売の方法は往復はがきによる事前申し込みでございまして、申込金額が販売総数を超えた場合は抽選となります。予約申し込みの受付期間は、8月1日から8月15日までとなっております。応募は1人1通までで、本年度は多くの方に購入していただくということの中で、1人当たりの申込限度額を、昨年度までの10冊から8冊と変更しております。当選者による商品券の引きかえ販売期間は9月1日から9月8日までとし、期間中の9月2日及び3日の土曜日、日曜日につきましても引きかえ販売を行うことといたしております。申込金額が販売枚数に達しなかった場合、当選したにもかかわらず引きかえが行われない商品券が発生した場合は、9月10日の日曜日に直接販売を行うこととしております。なお、9月10日に売り切れなかった場合につきましては、9月11日以降、飯塚商工会議所及び飯塚市商工会にて販売いたします。商品券の使用可能期間は9月1日から1月31日までとしております。プレミアム分の負担割合につきましては、県が3割、市が5割、取扱店が2割となっております。

別紙にチラシを添付しておりますが、このチラシにつきましては8月1日号の市報に折り込んでおり、申込はがきを兼ねております。また、この飯まちプレミアム商品券の消費への効果を測るため、購入者向け、また、登録店舗向けのアンケートを実施し、消費への効果測定を行うこととしております。

以上、簡単ではございますが、飯まちプレミアム商品券の発行について、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「庄司地内の落石事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

庄司地内の落石事故について、ご報告いたします。資料をお願いいたします。落石発生日時は、平成29年6月15日午前2時ごろ、場所は飯塚市庄司、地産団地付近の土木管理課所管飯塚市庄司142番8の法面から、相手方家屋へ約20センチメートル×15センチメートル×14センチメートルの落石があり、家屋横に設置されていたクーラー室外機天板、左側板、熱交換器等を損傷させたものでございます。この落石事故によります過失割合については、現在保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と協議を行うものであります。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「伊岐須地内の車両損傷事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

市道上における事故について、ご報告いたします。資料をお願いいたします。本件事故は、平成29年7月9日午前9時ごろ、伊岐須地内の私道と市道天神前・後牟田2号線の合流点におきまして、当事者が私道から相田方面へ向かうため市道へ降りたところで、進行方向左側のL型側溝が一部浮き上がっておりましたため、車両左側後輪タイヤのホイールを損傷させたものでございます。この事故によります過失割合については、現在保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と協議を行うものでございます。

また、道路の点検、補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や、職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいりたいと思います。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○土木建設課長

お手元に配布しておりますA4横資料、「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。工事名は、勢田土手外地区急傾斜地崩壊対策(1工区)工事でございます。本件につきましては、本来ならば6月議会で報告すべきところではございましたが、今回報告となりましたことをお詫び申し上げたいと思います。

変更契約の内容につきましては、原契約金額8547万4440円に1175万3640円を加え、変更契約金額9722万8080円とするもので、率に直しますと13.75%の増となります。主な変更内容といたしましては、当初設計では、花崗岩質の軟岩掘削としておりましたが、施工中に、硬岩、かたい岩が確認されたことから硬岩掘削に変更、また、伐採完了後の法面上部には岩石が露出しており、岩石の崩落のおそれがあることから、安定化のため吹付法砕工を増工したこと、そのほか、現地精測による数量の変更となっております。なお、工事につきましては、本年6月30日に竣工となっております。

以上、簡単ではございますが、「工事請負変更契約について」の説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立病院の現状について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「飯塚市立病院の現状について」、ご報告いたします。恐れ入ります、資料はA3版の横になっております「飯塚市立病院の現状について」をお願いいたします。まず、資料1ページをお願いいたします。まず、飯塚市立病院の決算について、8月4日に開催されました飯塚市立

病院管理運営協議会において、指定管理者の地域医療振興協会から報告がありましたので、ご報告いたします。左側が損益計算書でございます。28年度の事業収益でございますが、まず入院診療収益、一番上の段になりますが、一番右端が28年度になります。29億7112万9千円、外来診療収益8億4203万7千円、その他の事業収入9479万6千円、これを合計いたしますと39億796万2千円でございます、前年比2.6%の増となっております。

次に、事業費用でございますが、材料費、給与費等を合わせまして、中段ほどになりますが、40億9599万1千円、前年比で2.3%の増となっております。この結果、事業収益から事業費用を差し引きました事業利益は、1億8802万9千円の赤字となっておりますが、これに、さらに事業外収益と費用を差し引きますと、経常利益は5552万5千円の黒字となっております。さらに、これに臨時費用を合わせました最終的な決算額は、税引前当期利益の欄でございますが、5313万8千円の黒字決算となっております。臨時収益等につきましては、レセプト算定に伴う追加収益を、また、臨時費用につきましては、固定資産の廃棄に伴う除却費用等を計上しております。次に、28年度の決算といたしましては、給与費や今回の建替事業に伴う設備関係費等に係る事業費用が増加したものの、27年1月の新本館の完成後から、入院診療収益が伸びたことにより事業収益が増加したことから、事業収支についてはほぼ前年並みの黒字というふうになっております。

次に、右側になりますが、貸借対照表をお願いいたします。資産の部では、医療機器購入等に係る減価償却累計額の増加等により減少しております。また、負債の部におきましても、長期借入金の減少等に伴い大きく減少しております。結果といたしまして、下から3段目になりますが、当期末処理欠損金、これは本年度が黒字であったことから、期首の6億6592万円から期末の6億1278万2千円へと減少しております。

続きまして、医師数及び看護師数について、ご報告いたします。資料の2ページをお願いいたします。まず医師数でございますが、右端の欄のところに、29年4月1日と、29年7月1日を計上しておりますが、これを比較いたしますと、常勤医師につきましては、全診療科目において増減はなく、合計で31名となっております。また、非常勤医師につきましては、眼科及び麻酔科で各1名ずつの減少により合計36名となっております、医師総数といたしましては67名の体制となっております。次に、下の段が看護師数でございますが、正規職員、臨時職員とも3名ずつの増となっております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。こちらは、診療科目別の患者数の年度比較表でございます。表の縦に診療科を掲載し、次に延患者数、それから一日平均患者数、病床利用率、平均在院日数、年間診療日数を記載しております。診療科別に前年度と比較をいたしますと、入院ではリハビリ科が大きく減少しております。これは、リハビリ科の常勤医がいなくなったため、入院ができなくなったことから減少しております。逆に、整形外科、内科は増加しております。常勤医が配置されました脳神経外科についても増加しております。下から4段目になりますが、1日当たりの患者数で見ますと、28年度は1日平均入院患者数が191.1人、1日平均外来患者数が430.2人で、ほぼ前年並みの数字となっております。

最後に、市立病院の一部建替事業についてでございますが、本年の3月に全ての工事が完了し、同月25日にグランドオープン式典を開催したところでございます。今後とも、市民の皆様に愛され、信頼される病院事業となるべく、指定管理者とともに努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配布いたしております資料によりご報告いたします。A4版横の「工事請負契約報告書」をお願いいたします。今回報告をいたします工事は、長楽寺団地公営住宅建設（機械設備）工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、特定建設業の許可を受けている、管（水道）A等級に格付される市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果について、ご説明いたします。長楽寺団地公営住宅建設（機械設備）工事につきましては、5者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6836万4千円、落札率94.48%で、株式会社山野住設が落札しております。

以上簡単ではございますが、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。